

中野市環境白書

—令和2年度年次報告書—

～緑豊かなふるさとを共につくるまちへ～



目次

第1章 環境基本計画の概要

1. 計画の基本的事項	1
(1) 計画策定の背景	1
(2) 計画策定の目的	1
(3) 計画の位置づけ	1
(4) 計画の期間	2
(5) 計画の対象範囲	2
2. 計画の目標	3
(1) めざす環境像	3
(2) 基本目標	3
3. 施策の体系	4

第2章 令和元年度に実施した取り組み内容

目標Ⅰ みんなで学び、行動するまちにします	5
目標Ⅱ ごみを減らし資源を大切にするまちにします	13
目標Ⅲ 安全・安心で快適に暮らせるまちにします	19
目標Ⅳ 豊かな自然を守り育てるまちにします	25
目標Ⅴ 地球環境にやさしいまちにします	27

資料

(資料1) 中野市環境基本条例	29
(資料2) 環境用語解説	31



第1章 環境基本計画の概要

本書は、「第2次中野市環境基本計画」に定める年次報告書として、令和元年度における中野市の環境保全に関する施策の実施状況等を取りまとめたものです。

1. 環境基本計画の基本的事項

(1) 計画策定の背景

中野市は、市の中央を南北に流れる千曲川や支流の夜間瀬川、斑尾川、市の北にそびえる高社山や斑尾山など水や緑に恵まれた豊かな自然が広がるまちです。

この恵まれた自然環境を守り、より良い状態で将来世代へ引き継いでいくために、中野市環境基本条例に基づき、平成20年3月に「中野市環境基本計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、各種の取組を進めてきました。

前計画策定から10年が経過し、この間も環境問題は、地球規模で深刻化が進み、加えて東日本大震災に起因する放射性物質による環境汚染やエネルギー問題など新たな環境問題にも直面しています。

このような状況のもと、これまで以上に環境に配慮した行動が必要となることから平成30年3月に「第2次中野市環境基本計画」（以下「本計画」という）を策定しました。

(2) 計画策定の目的

本計画は、中野市環境基本条例に掲げた3つの基本理念の実現をめざして、本市の環境の保全を市民・事業者・市が協力して総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画です。

中野市環境基本条例の基本理念

- 1 環境の保全は、市民が健全で豊かな環境の恵沢を享受するとともに、この環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全は、すべての者の公平な役割分担のもと、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 環境の保全は、地域の環境が地球環境に深くかかわっていることを認識して、すべての事業活動及び日常生活において地球環境の保全に資するよう行われなければならない。

(3) 計画の位置づけ

本計画は「中野市環境基本条例」に基づき策定するものであり、本市における環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

国・県の法律・条例及び関連計画並びに市の最上位計画である「第2次中野市総合計画」をはじめとして、本市が策定している構想・計画等と整合を図ります。

(4) 計画の期間

本計画の期間は、2018年度(平成30年度)から2027年度（令和9年度）までの10年間とし、「第2次中野市総合計画」と連携して計画を進めます。

また、社会情勢や本市を取り巻く環境の変化に対応するため、必要に応じて見直しをします。

年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	
環境基本計画	前計画		本計画期間 (必要に応じて見直し)										次期計画
総合計画	第2次基本構想(10年間)										次期計画		
	前期基本計画(6年間)						後期基本計画(4年間)				次期計画		
	実施計画 毎年ローリング(3年間)												

(5) 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、中野市全域とします。ただし、市域を超えて取り組む必要性がある課題については、国・県・近隣市町村との連携を視野に入れて進めます。

また、対象とする環境の範囲は、循環型社会、生活環境、自然環境、地球環境の分野を対象とするとともに、環境教育や市民・事業者・市が協働した環境保全活動など、環境に関連を持つ分野も対象とします。

区分	対象
環境教育・協働推進	環境学習、環境保全活動 など
循環型社会	廃棄物、資源循環、不法投棄、環境美化 など
生活環境	公害、上下水道、緑化、景観 など
自然環境	農地、森林、生物多様性 など
地球環境	地球温暖化、エネルギー、交通 など

2. 計画の目標

(1) めざす環境像

「めざす環境像」は、本計画を実践していくことにより、将来の中野市がどのような環境のまちとなることをめざすのかを示しています。

中野市の恵まれた自然環境を守り、将来に継承していく、また、環境を良くしていくための変化をめざす、その決意表明をし、自ら行動をはじめるとを環境像の理念（考え方）とし、「めざす環境像」は、次のとおりとします。

緑豊かなふるさとを共につくるまちなかの

(2) 基本目標

「めざす環境像」を実現するために、5つの目標を定め取組を推進していきます。

基本目標Ⅰ

みんなで学び、行動するまちにします

みんなが環境に関心を持ち、中野市の良好な環境を将来世代に継承するために、協力しながら環境について学習し、実践していくまちをつくりま

基本目標Ⅱ

ごみを減らし資源を大切にす

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から循環型の社会へと転換し、資源の無駄遣いをなくすとともに、ごみのないきれいなまちをつくりま

基本目標Ⅲ

安全・安心で快適に暮らせるまちにします

水質汚濁や悪臭、騒音などの公害がなく、緑が豊かで水が清らかな安心して暮らせるまちをつくりま

基本目標Ⅳ

豊かな自然を守り育てるまちにします

農地や森林が農林業の場として、また多面的機能を発揮する場として活かされ、生物の多様性が確保されるまちをつくりま

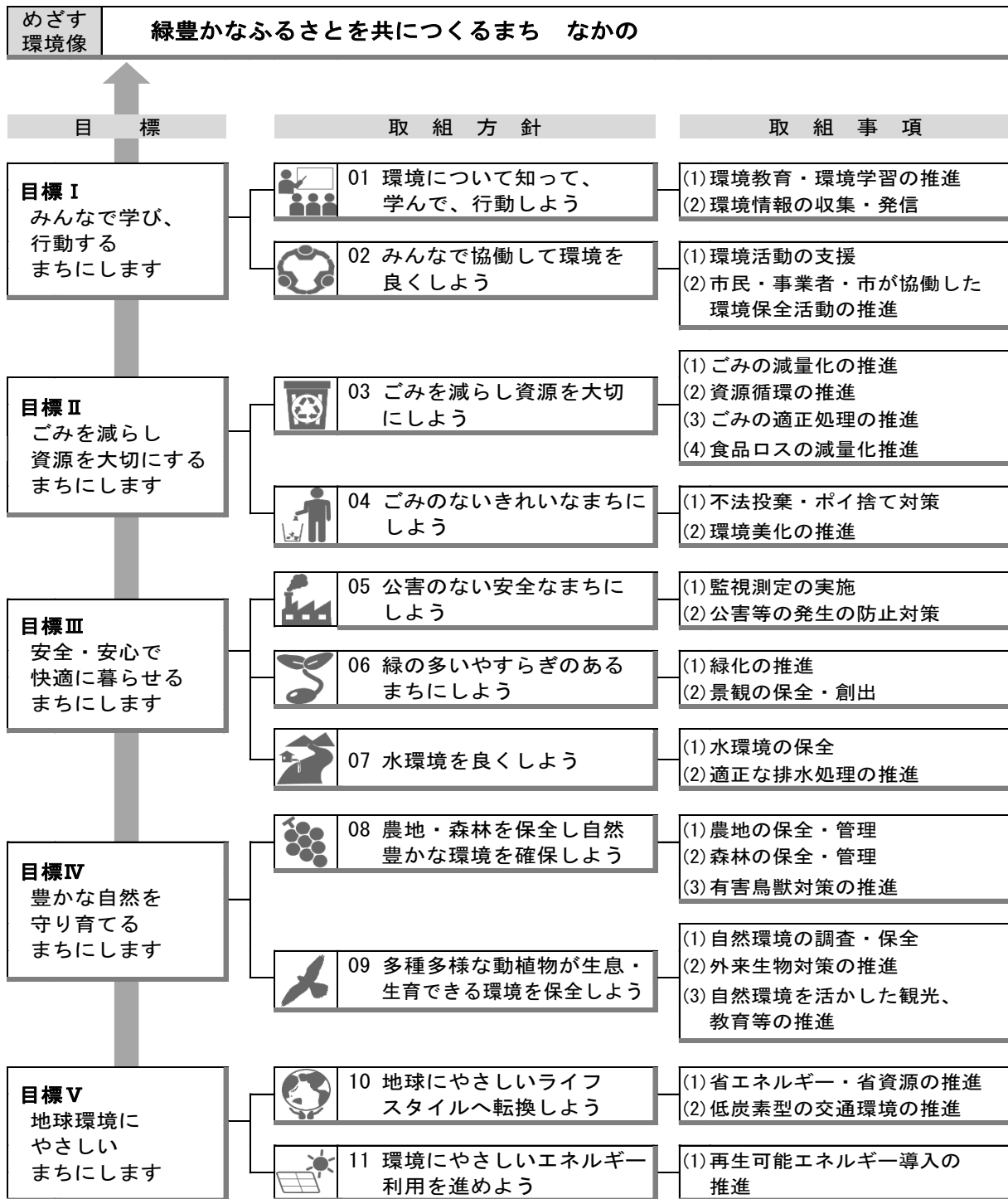
基本目標Ⅴ

地球環境にやさしいまちにします

これまでのライフスタイルを見つめ直し、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの利用などで、地球温暖化防止の取組を進めるまちをつくりま

3. 施策の体系

「めざす環境像」を実現するための取組について、以下の体系で進めていきます。



第2章 令和元年度に実施した取り組み内容

4 ページに示した施策の体系に基づく、それぞれの「取組方針」ごとに「環境面での指標」や「取組項目」が定められています。

この環境白書は、主に本計画の2年目である令和元年度に実施された主な取組みを「取組方針」ごとにまとめ、以下のとおり環境指標とともに示しました。

目標 I みんなで学び、行動するまちにします

取組方針

01 環境について知って、学んで、行動しよう

取組事項

- (1)環境教育・環境学習の推進
- (2)環境情報の収集・発信

令和元年度の取り組み内容

環境面での指標	現状値 (H28年度)	実績 (R1年度)	中間目標 (R4年度)
環境に関する体験活動を実施する団体数	80%	66%	83%
十三崖チョウゲンボウ探鳥会等の開催	年2回	年1回	年3回
十三崖チョウゲンボウ応援団ニュースレターの発行	年3回	年2回	年4回
自然環境に関する講座、施設見学、イベント等の開催	年30回	年37回	年30回
環境に関するSNS投稿	年35件	年30件	年50件
広報紙への環境に関する記事掲載	年11回	年15回	年15回
自然環境関係書籍の収蔵数	1,101点	1,177点	1,236点

■環境学習の実施

- 市では、自然観察会や子ども教室など自然に親しむイベントや教室を開催し、豊かな自然にふれあい、自然環境保全の意識を高めました。(P6~7参照)
- 市内各小中学校では、教科学習や栽培活動、社会見学、児童会・生徒会活動など体験学習を通じて、自然環境や限りある資源を大切にすることを学びました。(P8~11参照)
- 市内小学5年生を対象に、環境学習の副読本として、地球温暖化や身近な環境問題などを解説した「ふるさと環境白書」を発行・配布しました。

令和元年度 環境学習・イベント等の開催内容

イベント等の名称	内容（実施日時等）	回数
自然観察会 「千曲川ラフティング」 (環境課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水辺の生き物や川の様子を観察し、自然環境保全の重要性を考えることを目的に、千曲川をラフティングボートで下る「千曲川ラフティング」を実施しました。 ○ 実施日：7月29日～8月3日（5日間） （8月1日を除く） ○ 参加者：262人 	10回
衛生指導者研修会（環境課）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地区衛生役員の研修視察を実施し、プラスチック製容器包装ごみのリサイクル行程を学びました。 ○ 実施日：7月24日 ○ 参加者：20人 	1回
緑化苗木頒布会（農政課）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民の緑化運動を推進し、緑豊かな住みよい郷土づくりのために「緑の募金」を活用し、苗木の無償配布を行いました。 ○ 実施日：4月21日 ○ 苗木：620本 （ヤマアジサイ、西洋シャクナゲ、ブルーベリーほか） 	1回
北信州緑の少年団交流集会 (農政課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 北信地区で活動している「みどりの少年団」が一堂に会し、森林、林業及び自然に関わる学習、実践活動を共に行い相互の連携を深めました。 ○ 実施日：6月15日 ○ 開催場所：晋平の里間山温泉公園「ぼんぼこの湯」 	1回
新元号「令和」 改元記念イベント高社山山頂 で御来光を仰ごう！ (営業推進課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登頂し御来光を仰ぐ、頂上で唱歌「ふるさと」の合唱などを行い、薬師岩の岩室へ「願いうさぎ」を奉納しました。 ○ 実施日：5月1日 ○ 開催場所：高社山 	1回
高社山フェスティバル (営業推進課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ ニジマスつかみどり、スタンドアップパドルボード体験、ウォークラリー、ネイチャーガイドと行く高社山登山などを開催しました。 ○ 開催日：8月11日 ○ 開催場所：木島平やまびこの丘公園 	1回
千曲川・高社山SEA TO SUMMIT (営業推進課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境シンポジウム、カヤック、バイク、ハイクなどを行いました。 ○ 開催日：10月26日、27日 ○ 開催場所：千曲川～高社山 	1回
なかの 花づくりコンテスト2019 (都市計画課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民による花のまちづくりを推進するため、花づくりコンテストを花のまちづくりボランティアの会と共同で開催しました。 ○ 開催日：6月15日、6月16日 ○ 場 所：一本木公園 ○ 出展数：58点 	1回
第33回斑尾ふるさと祭り (地域振興課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 祭りのイベントのひとつとして、斑尾山登山を実施しました。 ○ 実施日：6月2日 ○ 参加者：32人 	1回
十三崖チョウゲンボウ探鳥会 (生涯学習課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国指定天然記念物「十三崖のチョウゲンボウ繁殖地」で、自然環境の保全啓発を図ることを目的に、イベントを開催しました。（5月25日実施） 	1回
十三崖チョウゲンボウ応援団 勉強会（生涯学習課）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然環境について学び、応援団の活動について議論・検討を行いました。 	1回

イベント等の名称	内容（実施日時等）	回数
星空観望会（博物館）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 星空の観察を行うことにより、さまざまな天文現象や身近な惑星、恒星などの天体や宇宙に、より興味を深めることを目的に観望会を実施しました。 ○ 実施日：6月、8月、10月 ○ 参加者：延べ157人 	3回
野鳥観察会（博物館）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中野市の野鳥の生息状況の観察を行いました。 ○ 実施日：毎月1回 ○ 参加者：延べ95人 	11回
植物観察会（博物館）	<ul style="list-style-type: none"> ○ ふるさとの森文化公園一帯の貴重な植物の実態と、周辺群落の植物調査を行いました。 ○ 実施日：毎月1回 ○ 参加者：延べ77人 	10回
ふるさとのホタルを楽しむ会 （中央公民館）	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホタルの住める水環境に思いを馳せ「ホタル観察会」を中野ホタルの会と共催で実施しました。 ○ 実施日：6月22日 ○ 参加者：30人 	1回
子ども育成講座 夏休み親子生け花教室 （中央公民館）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学生を対象に花に親しむ楽しさを学び、考えるため「生け花体験」を中野華道会と共催で開催しました。 ○ 実施日：8月2日 ○ 参加者：26人 	1回
子ども育成講座 チョウゲンボウって どんなトリ？ （中央公民館）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小中学生を対象に中野市のトリ「チョウゲンボウ」の生態を学び知るため実施しました。 ○ 実施日：8月7日 ○ 参加者：3人 	1回
中野市シニア大学 （中央公民館）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該大学の中で、身近な自然について学び考える講座を実施し、自然環境の保全に対する意識の高揚を図りました。 ○ 実施日 5月23日 ○ 参加者 59人 	1回
親子体験教室 「あるある探検隊」 （北部公民館）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内小学生親子を対象に、自然と親しみ農業を体験するため、親子体験教室を開催しました。 5月25日：田植え 6月22日：笹もちづくり 9月21日：稲刈り・はぜかけ 11月4日：干し柿づくり ○ 参加者：延べ209人 	4回
野鳥観察会（豊田公民館）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内の小中学生と保護者を対象に、信州の豊かな自然を学ぶため、戸隠の森の中で野鳥観察会を実施しました。 ○ 実施日：8月3日 ○ 参加者：19人 	1回
タカの渡り観察会 （豊田公民館）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民を対象に、タカの生態と自然との関わり方を学ぶため、飯山市牧峠で観察会を実施しました。 ○ 実施日：9月18日 ○ 参加者：20人 	1回
令和元年度 親子ふれあい 魚つかみどり事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施日：7月28日 ○ 場所：夜間瀬川 ○ 参加者：約600人 	1回

令和元年度各小中学校で行われた環境学習の内容

学校名	環境学習の内容
中野小学校	<ul style="list-style-type: none"> ○教科学習 <ul style="list-style-type: none"> ・3年理科 「チョウを育てよう」「身近な自然の観察」 ・4年理科 「季節の生き物の暮らし」 ・4年社会 「水はどこから」「ごみのしよりと利用」 (東山クリーンセンター、浄水場、下水道処理場の見学) ・5年理科 「生命の発生とたん生」 ・5年社会 「私たちの生活と環境」 ・6年理科 「生き物と自然・人と自然」 ・5年家庭科 「はじめてみようクッキング」「かたづけよう身の回りの物」「寒い季節を快適に」 ・6年家庭科 「きれいにしようクリーン大作戦」「暑い季節を快適に」「考えようこれからの生活」「共に生きる生活」 ○栽培活動 <ul style="list-style-type: none"> ・学級花壇 ・学級農園：リンゴ・稲・野菜・さつまいも等(特別支援・1・2・3年) ・一人一鉢栽培(あさがお、ミニトマト)(1年・2年) ・米作り(5年) ○児童会活動 <ul style="list-style-type: none"> ・牛乳パック、アルミ缶、古紙、インクカートリッジの回収、ホタル川の清掃活動 ・学級花壇やプランターの花作り
日野小学校	<ul style="list-style-type: none"> ○教科教育活動 <ul style="list-style-type: none"> ・美化活動の実施(校庭や花壇・畑の草取り、ごみ集めなど)毎週木曜日(朝の活動) ・1、2年生活科(花壇) ・4年社会科 「ごみ問題」「水の浄化活動にかかわる学習」 (東山クリーンセンター、浄水場、下水道処理場等の見学) ・5年社会 「私たちの生活と環境」 ・6年理科 「生き物と自然・人と自然」 ・5年家庭科 「住まい方の工夫『冬』」「物を生かす工夫」 ・6年家庭科 「住まい方の工夫『夏』」「そうじの仕方」 ○児童会活動 <ul style="list-style-type: none"> ・地域清掃 ・花の栽培(サルビア・マリーゴールド・日々草・ペチュニア・ベゴニア・パンジーなど) ・プランター花作り(サルビア・マリーゴールド・ペチュニア・日々草) ・花摘み、水くれ ○栽培活動(あさがお・ひまわり・キャベツ等)・各学年でさつまいも・モロコシほか ○みどりの少年団の活動 <ul style="list-style-type: none"> ・シイタケ栽培・米づくり・梅・银杏取り ○学級活動 <ul style="list-style-type: none"> ・みどりのカーテン(あさがおとヘチマ)づくり ・ひとり一鉢(1～5年 卒業式・入学式に向けてパンジー)栽培
延徳小学校	<ul style="list-style-type: none"> ○教科学習 <ul style="list-style-type: none"> ・社会科 「住みよい暮らしをつくる」(下水道、上水道、ごみ、クリーンセンター見学) 「私たちの生活と環境」 ・家庭科 調理、住居、環境整備の関連の単元 ・理科 「身近な自然の観察」「チョウを育てよう」「季節の生き物の暮らし」「生き物と自然」 ○総合的な学習の時間・特別活動 <ul style="list-style-type: none"> ・各学年 学級園や学校花壇での野菜栽培、花栽培、手入れ ・あさがお栽培(一人一鉢)～全校あさがお展～ ・3年生 大賀ハス、たんぼ水族館の学習 ・5年生 米作り ・6年生 桜沢駅清掃 ○児童会・地区児童会活動 <ul style="list-style-type: none"> ・延徳大清掃(地区内のごみ拾い) ・アルミ缶、牛乳パック集め～リサイクル活動～ ・月1ごみ拾い登校、資源回収のお手伝い ○みどりの少年団活動 <ul style="list-style-type: none"> ・花苗植え(春、秋)、山りんどう植え、バラ苗植え、しいたけの駒打ち、巣箱管理、巣箱つけ

学校名	環境学習の内容
平野小学校	<ul style="list-style-type: none"> ○児童会の取組み <ul style="list-style-type: none"> ・年間を通した牛乳パック、アルミ缶の収集 ・学校花壇づくり ○教科学習、遠足・社会見学等 <ul style="list-style-type: none"> ・文化公園で自然に親しむ活動 ・校内の水道の仕組み ・志賀高原周辺の地形や動植物の観察、清水公園の湧水観察 ・東山クリーンセンター、浄水場の見学を通じ、環境問題について考える ・中庭の池の泥上げ ○クリーンタイム <ul style="list-style-type: none"> ・学校敷地内の草取り、石拾い、ごみ拾い ○生活・総合的な学習の時間 <ul style="list-style-type: none"> ・学級での花壇作り ・一人一鉢花の栽培 ・畑や水田での栽培活動（米、さつまいも、野菜類） ○PTAとの連携 <ul style="list-style-type: none"> ・親子環境整備作業（春・秋 5・6年保護者・児童）
高丘小学校	<ul style="list-style-type: none"> ○教科学習 <ul style="list-style-type: none"> ・1年生 朝顔・野菜栽培 ・3年生 一人一鉢栽培、モンシロチョウの観察のためのキャベツ栽培、消費の流れや販売の工夫の学習、観察のためのヘチマ栽培 ・4年生 社会見学で浄化センター、田麦浄水場、東山クリーンセンター、大俣最終処理場の見学 ・6年生 家庭科でリサイクル活動についての学習 ・年間を通じ、季節の野菜栽培（特支） ○児童会活動 <ul style="list-style-type: none"> ・学校農園のさつまいもの栽培（全校） ・チューリップ、マリーゴールド、パンジーの花壇作り（花と生き物委員会） ・地域をきれいにするクリーン登校活動（児童会） ・イモリ、ウパールーパー、メダカの飼育（花と生き物委員会を中心に全校） ○総合的な学習の時間・学級活動 <ul style="list-style-type: none"> ・2～4、6年生 果樹栽培（リンゴ） ・2年生 大豆栽培とみそ作り ○環境整備活動 <ul style="list-style-type: none"> ・3～6年生 カンナの花壇作り ・全校 みどりの時間の校内草取り、メダカ池、身近な生き物の整備と観察 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ひだまりバザーのリサイクル品の販売（PTA・全校）
長丘小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・姉妹学級カタクリ遠足（長丘丘陵自然観察） ・ビオトープの生き物観察 ・地区クリーン活動（ゴミゼロ活動） ・栽培活動（野菜・リンゴ栽培・米作り・大豆栽培） ・児童会によるアルミ缶収集（「のぞみの郷高社」に車イスを贈るための活動） ・PTAと児童による資源回収 ・みどりの少年団活動（花植え・委員会植樹祭参加等） ・花壇作り（学級花壇・一人一鉢・挨拶の看板と花設置） ・1年生 あさがおの栽培 ・4年生 ヘチマの栽培、環境学習（社会科）（田麦浄水場・ナピア長丘・東山クリーンセンター見学） ・6年生 紙すき体験 ・長丘小の宝物清掃（けんずり石、母子像、鯉の池の清掃）
平岡小学校	<ul style="list-style-type: none"> ○栽培・農業体験活動 <ul style="list-style-type: none"> ・学校花壇づくり（マリーゴールド・サルビア・あさがお・パンジー等）、一人一鉢栽培 ・児童会によるプランター栽培 ・花壇づくり、花壇の新設、インパチェンスの栽培 ・学級園の野菜栽培活動（さつまいも、大根、トウモロコシ、ジャガイモ等） ・リンゴの栽培（花粉付け、摘果、袋かけ等）、米づくり ○環境美化活動 <ul style="list-style-type: none"> ・PTA資源回収、校内環境整備 親子作業（草取り、剪定、石拾い）、アルミ缶の回収 ○環境学習 地域学習 <ul style="list-style-type: none"> ・東山クリーンセンター、不燃物処理場の見学、ナピア平岡、田麦浄水場の見学 ・環境問題についての学習

学校名	環境学習の内容
科野小学校	<ul style="list-style-type: none"> ○栽培活動 <ul style="list-style-type: none"> ・全校各学年 学級園の野菜栽培 ・たてわり活動 学校花壇の花栽培・人権の花 ・1年生 あさがお栽培 ・2年生 ミニトマト栽培 ・3年生 リンゴの農業体験 ・1、4年生 サクランボの農業体験 ・5年生 米作り ○環境学習活動（社会科・総合） <ul style="list-style-type: none"> ・4年生 東山クリーンセンター、ナピア、上水道の見学（社会科） ○環境美化活動 <ul style="list-style-type: none"> ・登校時のごみ拾い（児童会クリーン活動） ・バス停、カーブミラーの清掃活動（児童会・代表美化委員会） ・縦割り清掃活動 ○リサイクル活動 <ul style="list-style-type: none"> ・アルミ缶収集（代表美化委員会）、P T A資源回収への参加 ○みどりの少年団 <ul style="list-style-type: none"> ・6年生 北信州植樹際、みどりの少年団交流集会 ・全校 春さがしビンゴ・秋さがしビンゴ（たてわりの時間）
倭小学校	<ul style="list-style-type: none"> ○教科学習 <ul style="list-style-type: none"> ・1年生生活（あっ、めがでた あっ、さいた）※あさがおの栽培活動 ・2年生生活（いきものとなかよし）（大豆の栽培→豆腐作り） ・3年理科（学校のまわりの植物・ひまわり・ホウセンカ・チョウを育てよう） ・4年社会（ごみの処理と利用・水はどこから） 理科（ヘチマの成長・身近な植物や動物の様子） ・5年社会（私たちの生活と森林・環境を守るわたしたち） 理科（植物の成長・メダカの成長） 家庭科（あたたかい着方・明るく、温かく住まう工夫） ・6年理科（植物と水 植物と養分 生き物と空気 生き物と水 生き物と食べ物 人と環境） 家庭科（そうじの仕方の工夫・すずしい住まい方・すずしい着方） ○栽培活動 <ul style="list-style-type: none"> ・花の栽培（全学年）（一人1プランターで） ・野菜の栽培（全学年）（学級園で） ・米の栽培 ○やまとじゅく（クラブ活動） <ul style="list-style-type: none"> ・自然エネルギーの利用（太陽光・水力・風力・効率の良いストーブ等） ○縦割り清掃活動 ○P T A資源回収に協力
豊井小学校	<ul style="list-style-type: none"> ○教科学習 <ul style="list-style-type: none"> ・生活科…あさがお栽培（1年）学校探検（1年）学校池調べ（2年） ・社会科…豊井地区探検（3年） 住みよいくらしについての学習…不燃物処理センター、東山クリーンセンター、豊田農業集落排水処理場、田麦浄水場の見学（4年） ・理科…ひまわり、ホウセンカ栽培（3年）…ヘチマの栽培（4年） …メダカの飼育（5年）…生き物と自然・人と自然（6年） ・家庭科…「きれいにしようクリーン大作戦」「暑い季節を快適に」「考えようこれからの生活」（6年） ○栽培活動 <ul style="list-style-type: none"> ・学級園での野菜栽培（全学年） ・緑のカーテンづくり（1年） ・ふるさとファームさんの野菜栽培活動（2年…大豆栽培、3年…ジャガイモ栽培） ・リンゴ栽培活動（5年） ・地域の竹を使った生活体験、身近な資源の竹を使った調理と道具作り ○環境美化活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ拾い登校(児童会) ・花壇、プランターづくり（2～6年） ・種まきからはじめる、中庭花壇での花壇づくり（4年） ・なかよし姉妹清掃活動

学校名	環境学習の内容
永田小学校	<ul style="list-style-type: none"> ○教科学習 <ul style="list-style-type: none"> ・1年生活：あさがおの栽培・観察等 ・2年生活：春、夏、秋、冬さがし ・3年理科：ひまわりの栽培・観察、庭に来るチョウの観察 ・4年社会：上下水道・ごみ処理関連施設見学とそれに関わる事前・事後の学習 理科：ヘチマの栽培・観察・実の利用、生き物のくらし ・5年社会：わたしたちの生活と環境 理科：天気の変化、流れる水のはたらき 家庭科：寒い季節を快適に ・6年理科：生き物と自然、人と環境 家庭科：クリーン大作戦、暑い夏を快適に ○栽培飼育活動 <ul style="list-style-type: none"> ・全校：畑での栽培活動（野菜・さつまいも・ソバ・大豆・小豆・ゴマ）、学校花壇・一人一鉢での花づくり ・2年：カイコの飼育 ・4年：ヘチマを使っての自然たわしづくり ・5年：学級田での稲作 ○環境美化活動 <ul style="list-style-type: none"> ・4年：高野辰之記念館の花壇花植え ・5、6年：ふるさと苑の花壇花植え・交流会 ・児童会：玄関前プランター花植え、アルミ缶回収 ・PTA資源物回収参加（5月・10月） ・縦割り清掃活動（全校縦割りなかよし班で）
南宮中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・資源回収（アルミ缶、新聞紙、雑誌、ビン類等） 家庭にある資源回収の活動をとおりて、資源のリサイクルの大切さを体験的に学習 ・緑化委員会による学校花壇づくり ・奉仕委員会によるアルミ缶の回収 ・厚生委員会による牛乳パック回収、フードドライブ ・印刷物再利用 ・電気や灯油等の省エネ推進
中野平中学校	<ul style="list-style-type: none"> ○全校生徒による緑化活動 <ul style="list-style-type: none"> ・「中野平中勤労の日」全校草取り（文化祭前に実施） ・資源回収 生徒全員参加（5月） ○学年、学級活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別・節電 ・印刷用紙再利用（片面白紙は再利用、他は資源回収へ） ・アルミ缶回収（生徒会厚生委員会の活動に学級単位で協力） ○生徒会 <ul style="list-style-type: none"> ・アルミ缶回収（毎日） ・緑化委員会による学校花壇づくり・プランターによる花づくり、管理
高社中学校	<ul style="list-style-type: none"> ○教科学習 <ul style="list-style-type: none"> ・社会科 地理 世界、日本の環境問題 ・理科 自然環境を守る ・家庭科 自然に優しい生活の工夫 ○生徒会活動 <ul style="list-style-type: none"> ・日常時のごみ分別減量、節電、空き缶回収 ・校地内緑化活動（花壇やプランターによる花づくり） ○地域との連携による活動 <ul style="list-style-type: none"> ・資源回収（8月） ○学校行事 <ul style="list-style-type: none"> ・環境整備作業（草刈り、石拾い等） ○総合的な学習 <ul style="list-style-type: none"> ・1学年 高原学習 高原の動植物と生育環境 ・2学年 乗鞍岳登山 山岳地の動植物と生育環境
豊田中学校	<ul style="list-style-type: none"> ○教科学習 <ul style="list-style-type: none"> ・国語：モアイは語る（2年） ・社会：世界・日本の環境問題 ・理科：自然環境の調査保全等 ・英語：Unit5 Aya's Time in Okinawa（平和と環境）、Unit6 A Therapy Dog（環境と福祉） ・家庭科：リサイクルについて ・道徳：環境について考える ○生徒会活動 <ul style="list-style-type: none"> ・エコキャップ回収、学校中庭の花壇づくり、玄関周辺等を花で飾る活動 ○学校行事 <ul style="list-style-type: none"> ・環境整備作業：苗のポット植え、草取り等 ・ふるさと清掃：学校周辺道路・用水路のごみ拾い、学校近郊の公共施設等の清掃 ・PTA資源物回収への参加 ・PTA作業（草刈り等）

02 みんなで協働して環境を良くしよう

取組事項

- (1)環境活動の支援
- (2)市民・事業者・市が協働した環境保全活動の推進



令和元年度の取り組み内容

環境面での指標	現状値 (H28年度)	実績 (R1年度)	中間目標 (R4年度)
NPO等の活動内容や支援に対する情報発信回数	年2回	年3回	年3回
市内に事業所のある環境分野で活動するNPO法人数	1団体	2団体	2団体
国際規格ISO等取得支援補助金の交付件数（累計）	35件	39件	41件
駐輪場数	8件	7件	8件

■具体的な取組

- NPO及びボランティアで活用が見込まれる補助事業等の情報をまとめ、市の公式ホームページに掲載しました。
- 中野市勤労者協会が、駐輪場の清掃及び自転車の整理整頓を年2回実施しました。
- 河川の清掃、草刈等の河川愛護活動を行った22団体に報奨金を交付しました。
この河川愛護活動には延べ3,371人が参加しました。



河川除草作業

■課題と今後取り組むべき方向性

- NPO法人以外のボランティア団体等の把握が困難であるが、団体等と関係する課等と連絡を密にし、環境に関係する団体の把握に努める必要があります。
- 市内に事務所を有するNPO法人12団体のうち、環境分野を主に活動している法人は2団体で、団体数が増加するよう、有益な情報を提供していく必要があります。
- 各団体が行う河川愛護活動により、市内河川の良い環境が維持されている。
今後も各団体への継続的な支援を通じ、河川の環境保全を図るとともに市民の河川に対する環境美化意識の啓発に努めていきます。

目標Ⅱ ごみを減らし資源を大切にすまちにします

取り組みの方針

03 ごみを減らし資源を大切にしよう



取り組みの項目

- (1)ごみの減量化の推進
- (2)資源循環の推進
- (3)ごみの適正処理の推進
- (4)食品ロスの減量化推進

令和元年度の取り組み内容

環境面での指標	現状値 (H28年度)	実績 (R1年度)	中間目標 (R4年度)
ごみの排出量	13,233 t	13,871 t	13,219 t
生ごみ堆肥化機器等設置件数(累計)	354件	455件	504件
リサイクル率	14.3%	11.1%	15.0%

■一般廃棄物処理基本計画・実施計画

市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、平成28年3月に「中野市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

この計画は、本市における一般廃棄物の排出抑制、再使用、適正処分などについて、計画的かつ適正に行うための基本的な考え方を整理し、これらを具体化するための施策などを取りまとめたものです。

また、ごみ処理計画量や排出抑制・減量化の方策などを定めた「一般廃棄物処理実施計画」を毎年度策定し、公表しています。

中野市一般廃棄物処理基本計画の概要

◇計画期間 平成28年度から令和12年度まで

◇計画概要

ごみ処理基本計画の目標値

- ・総排出量:平成26年度実績値の4.15%(569t)減少
- ・リサイクル率:平成26年度実績値からの減少を0.42%に抑制

生活排水処理基本計画の目標値

生活排水処理率を令和2年度に88.20%(平成26年度実績値から2%増)まで増加

■生ごみ削減の取り組み

○ 生ごみ堆肥化機器等購入費助成金

市では、一般家庭から排出される生ごみを堆肥化・減量化する機器等を購入した方に対して、購入費用の一部を助成しました。

補助件数(過去5年間)

年度	件数(機器等の購入台数)				市補助金 (円)
	コンポスト	電気式	ばかし容器	計	
H27	39	11	0	50	389,602
H28	24	5	5	34	196,659
H29	24	5	3	32	181,283
H30	22	10	4	36	226,905
R1	22	6	1	29	179,914

■ごみの排出量の推移

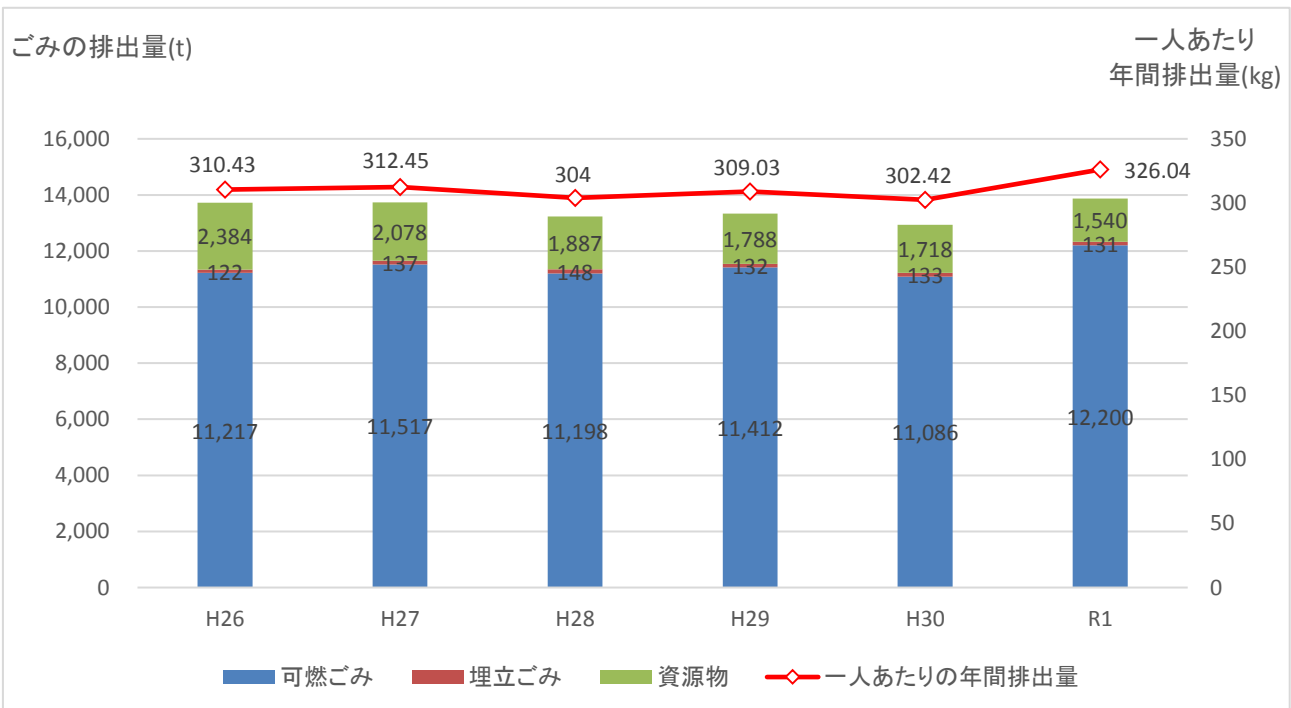
本市におけるごみの総排出量は、13,000t台を推移していますが、前年度に比べると、934t増加傾向にあります。再資源化率11.1%と前年比2.2%低下しています。

年度	ごみの総排出量(t)					再資源化率	一人当たりの 年間排出量 (kg)	一人1日あたりの 排出量 (g)
	可燃ごみ	埋立ごみ	資源物		計			
			行政回収	団体回収				
H26	11,217	122	1,663	721	13,723	17.4%	310.43	850.50
H27	11,517	137	1,456	622	13,732	15.1%	312.45	853.68
H28	11,198	148	1,316	571	13,233	14.3%	304.00	832.87
H29	11,412	132	1,299	489	13,332	13.4%	309.03	846.65
H30	11,086	133	1,237	481	12,937	13.3%	302.42	828.55
R1	12,200	131	1,133	407	13,871	11.1%	326.04	890.82

※ 再資源化率=資源物/ごみの総排出量×100

※ 一人あたりの総排出量(kg)=ごみの総排出量/人口×1,000

※ 一人1日あたりの排出量(g)=一人あたりの総排出量/365日(または366日)×1,000



■資源物の回収

○ 日曜回収の実施

市では、資源物回収を地区ごとに月1回実施していますが、朝の決められた時間に出すことができない家庭もあることから、市内スーパーマーケット等の協力により駐車場の一部を借用して、「資源物日曜回収」を実施しました。

○ 特別回収の実施

市では、通常はごみとして処理されている硬質プラスチックや庭木の剪定枝、陶磁器をリサイクルするため、「資源物特別回収」を実施しました。

日曜回収・特別回収の実績

(単位：kg)

年度	日曜回収					特別回収				計
	ペットボトル	ビン	古紙	食用油	古着・古布	硬質 プラスチック	硬質 プラスチック	剪定枝	陶磁器	
H26	18,890	30,840	127,339	939	7,590	-	5,590	22,160	2,200	215,548
H27	1,250	30,420	75,351	792	6,240	-	5,480	13,880	2,466	135,879
H28	1,240	34,280	53,857	991	5,780	4,220	4,730	15,840	3,061	123,999
H29	1,350	35,700	60,330	1,150	4,650	6,110	6,000	15,640	2,969	133,899
H30	1,270	36,200	51,310	1,323	4,750	7,140	5,020	16,040	2,720	125,773
R1	1,220	28,350	42,730	613	5,513	6,810	4330	19,440	2,506	111,512

○ 団体回収

市では、廃棄物の再利用を促進し、その減量化を図るため、資源として再利用できる新聞紙やダンボールなどの団体回収活動を自主的に行う地域や学校などの団体に対し、報奨金を交付しました。

団体回収実績

年度	交付団体数 (回数)	団体報奨金 支出額(円)	資源物(t)			計
			新聞紙	段ボール	雑誌・雑がみ等	
H26	14団体(19回)	3,606,750	413,540	95,070	212,740	721,350
H27	14団体(19回)	3,108,050	369,970	80,040	171,600	621,610
H28	14団体(21回)	2,856,400	344,510	73,190	153,580	571,280
H29	14団体(21回)	2,443,300	292,880	65,650	130,130	488,660
H30	14団体(21回)	1,443,090	276,430	67,600	137,000	481,030
R1	14団体(21回)	1,253,910	243,350	61,130	113,490	417,970

○ 資源物等排出支援事業

市では、高齢者(65歳以上)等のみで構成され、資源物、有害ごみ、不燃性粗大ごみの排出が困難な世帯を対象に戸別収集を行いました。

・対象(申込)世帯：70世帯(令和元年度末)

・実施回数：資源物 12回、有害ごみ 2回、不燃性粗大ごみ 1回

(単位：kg)

年度	びん	ペットボトル	白色トレイ	新聞紙	紙パック	ダンボール	雑誌・雑紙	不燃性 粗大ごみ	有害ごみ	計
H26	492	69	7	2,882	14	589	2,580	231	72	6,936
H27	572	101	13	3,306	24	631	3,217	322	76	8,262
H28	463	95	10	3,018	13	454	2,217	239	108	6,617
H29	419	81	10	3,120	15	450	2,504	301	104	7,004
H30	457	96	8	2,894	23	406	2,206	208	72	6,370
R1	468	98	11	2,349	20	343	1,718	17	17	5,041

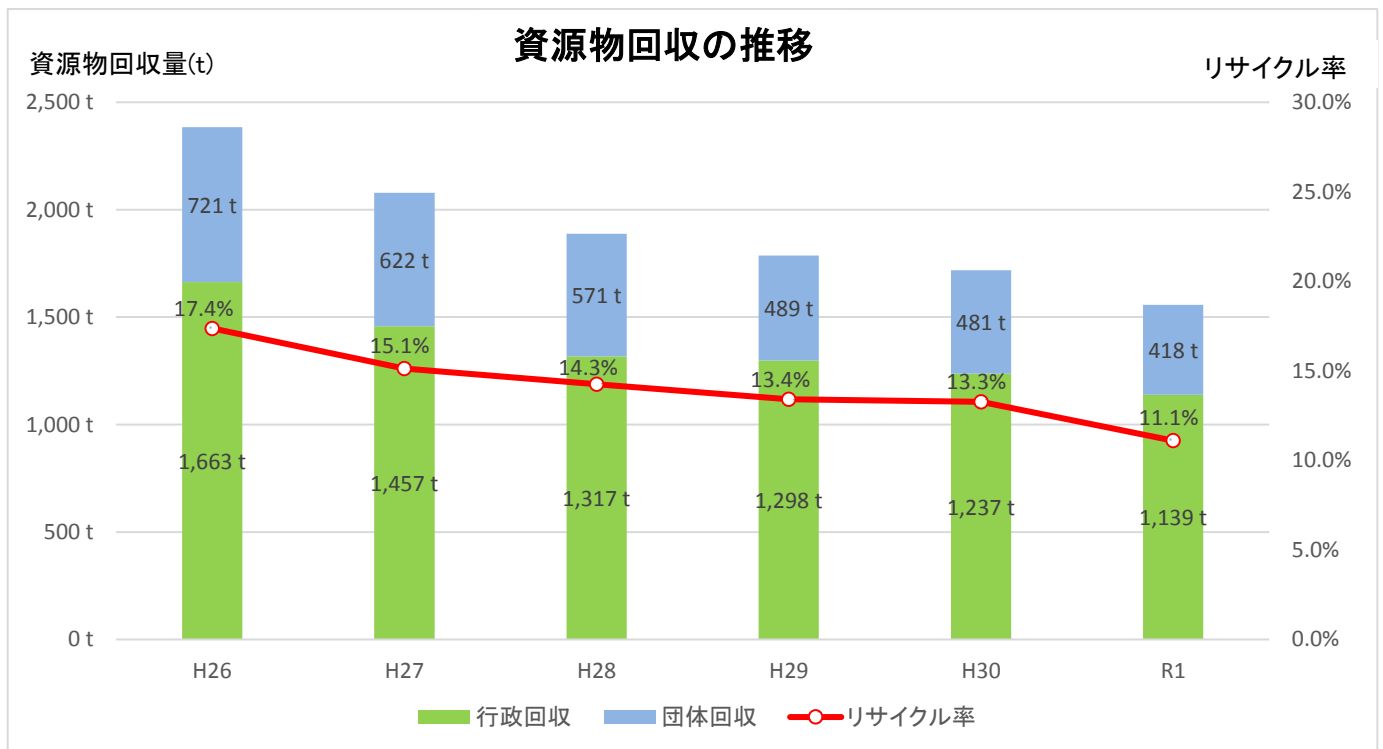
○ 資源物回収の推移

行政回収における資源物の内訳

(単位：t)

種別	H26	H27	H28	H29	H30	R1
プラスチック製 容器包装	282	288	282	284	282	283
金属	180	181	180	182	171	186
びん	219	217	209	202	192	187
ペットボトル	27	23	22	20	19	18
白色発泡トレイ	2	1	1	1	1	1
紙パック	3	3	2	2	2	2
ダンボール	133	104	82	76	69	63
新聞紙	276	232	171	217	188	164
雑誌・雑紙	404	298	248	203	170	155
古着・古布	8	6	6	5	5	6
剪定枝	22	14	16	16	16	19
食用油	1	1	1	1	1	1
硬質プラスチック 製品	6	5	9	12	12	11
陶磁器	2	2	3	3	3	3
有害ごみ	21	22	22	19	19	18
不燃性粗大ごみ	77	60	63	55	87	22
計	1,663	1,457	1,317	1,298	1,237	1,139

※衛生自治会主体の不燃性粗大ごみ回収についても計上しています



■ 下水汚泥の堆肥化

市では、家庭などから出される汚水を下水処理場できれいにしていますが、その過程で発生する汚泥を原料にして、汚泥発酵肥料（コンポスト）なかの「おすみちゃん」と「未土利（みどり）」を製造し、販売しました。

【令和元年度堆肥化実績】

- ◇ おすみちゃん（公共下水道汚泥発酵肥料） 利用汚泥量361 t
- ◇ 未土利（農業集落排水汚泥発酵肥料） 利用汚泥量419 t



04 ごみのないきれいなまちにしよう

取り組みの項目

- (1)不法投棄・ポイ捨て対策
- (2)環境美化の推進

令和元年度の取り組み内容

環境面での指標	現状値 (H28年度)	実績 (R1年度)	中間目標 (R4年度)
不法投棄発生件数	年25件	年19件	年20件
不法投棄及び野外焼却防止早朝・夜間パトロール実施回数	年16回	年8回	年20回
ポイ捨て防止看板の設置・管理	7箇所	7箇所	7箇所
商工業施設の美化	年8件	年8件	年8件
登山道整備回数	年2回	年2回	年2回
東山公園整備清掃	年3回	年4回	年3回
公衆トイレ清掃	月10回	月10回	月10回
高丘工業団地内緑地の草刈り	年1回	年1回	年1回

■具体的な取組

○ 施設の指定管理者及び関係団体と連携して、環境美化に努めました。

○ 5月と11月に市民大清掃を実施し、市内一斉の清掃活動を実施しました。

○ 不法投棄等の監視

不法投棄や違法な野外焼却は、美しい自然の景観を損なうばかりではなく、付近に住む人々の生活環境を害し、環境保全の妨げになります。

市では、不法投棄や違法な野外焼却を未然に防ぐため、環境公害防止指導員、衛生自治会、市職員による夜間・早朝を含めた巡回、防止看板の設置等を実施しました。

◆不法投棄の罰則（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

- ・個人 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこの併科
- ・法人 3億円以下の罰金

不法投棄発見数の推移（市受付分）

年度	件数	主な投棄物（個数）										計
		テレビ	エアコン	冷蔵庫 冷凍庫	洗濯機 乾燥機	その他 家電製品	空き缶 空き瓶	タイヤ	自動車	自転車 バイク	その他 家庭ごみ	
H26	45	2	0	5	1	15	9	21	0	5	69	127
H27	34	14	0	6	1	13	10	64	0	0	52	160
H28	25	4	0	3	0	2	3	1	0	2	64	79
H29	77	5	0	6	2	6	59	17	0	1	77	173
H30	37	4	1	1	2	4	4	2	0	0	62	80
R 1	19	14	0	1	7	7	5	56	0	0	21	111

○ 住民による地域の美化活動

区などでは、市から地区の都市公園や河川公園等の施設管理を受託し、施設の清掃や草刈りなどを行い、地域の環境美化を図りました。

■課題と今後取り組むべき方向性

- 不法投棄防止の夜間早朝パトロールでは、担当地区の巡回だけではなく、過去の不法投棄のあった地点を地図化し、重点的なパトロールを実施する。
- 今後も継続し、公衆衛生思想の普及と公害を未然に防止し健康で清潔な生活環境の保全を行っていく。
- 一つのポイ捨てが、次のポイ捨てを誘発することから、ごみ拾いのイベントなどを企画し、大勢の市民や関係団体と清掃活動等を行うことにより、ポイ捨てしにくいきれいな環境を保つための活動を行う。



不法投棄されたごみ

目標Ⅲ 安全・安心で快適に暮らせるまちにします

取り組みの方針

05 公害のない安全なまちにしよう

取り組みの項目

- (1)監視測定の実施
- (2)公害等の発生の防止対策

令和元年度の取り組み内容

環境面での指標	現状値 (H28年度)	実績 (R1年度)	中間目標 (R4年度)
環境公害防止指導員委嘱数	14人	14人	14人
公害苦情件数	年48件	年66件	年30件
BOD値が2mg/l以下（年平均）の河川の数	19河川	23河川	24河川
自動車騒音（面的評価）の環境基準達成状況	99.3%	99.4%	95%以上
高丘工業団地内工場排水水質検査	年6回	年6回	年6回

■具体的な取組

○ 公害苦情対応

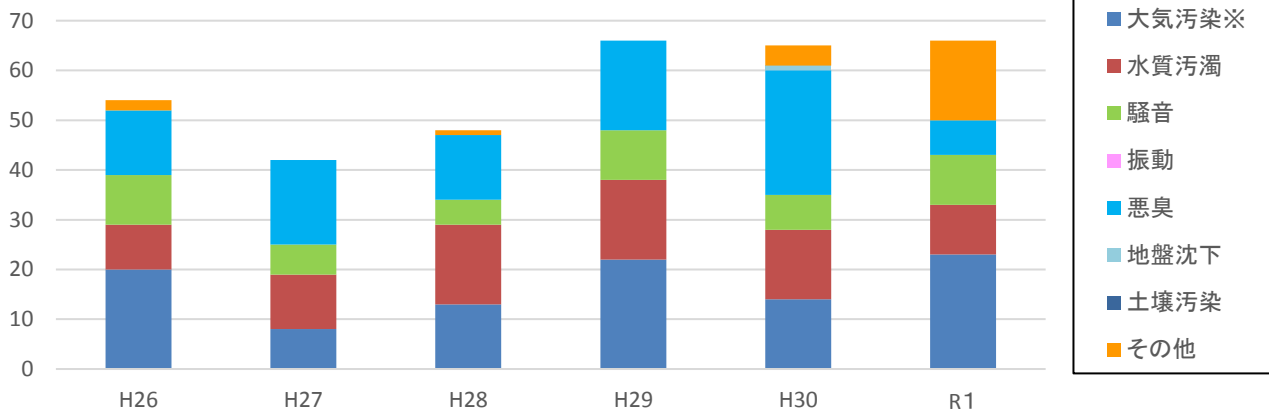
市では、公害苦情に関する市民の皆さんからの相談に応じ、必要な調査や発生源者への指導・助言等を行いました。令和元年度は全体で66件、うち大気汚染が23件と最も多くなりました。

公害苦情件数の推移

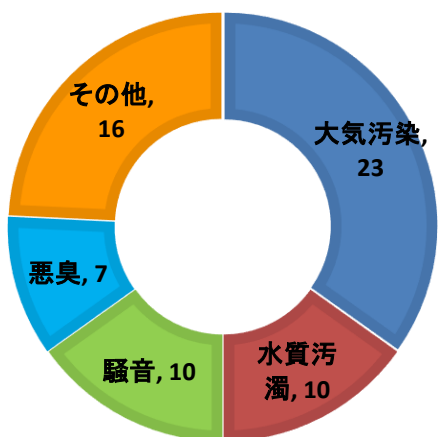
単位：件

年数	大気汚染※	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	土壌汚染	その他	計
H26	20	9	10	1	13	0	0	2	55
H27	8	11	6	0	17	0	0	0	42
H28	13	16	5	0	13	0	0	1	48
H29	22	16	10	0	18	0	0	0	66
H30	14	14	7	1	25	1	0	4	66
R1	23	10	10	0	7	0	0	16	66

公害苦情件数の推移



令和元年度 公害苦情内訳



○ 環境測定の実施

市では、水質汚濁や騒音公害などの防止のため、一般河川等の水質検査及び自動車交通騒音の測定を定期的に行いました。（結果については、P23～24参照）

○ 空間放射線量の測定

市では、東日本大震災に起因した原子力発電所事故による放射能汚染に対して、平成23年9月から市内の公共施設において空間放射線量測定を実施し、測定結果を市公式ホームページなどで情報提供を行いました。

なお、測定結果については、すべての地点において、国際放射線防護委員会（ICRP）が平成13年に勧告した年間被ばく限量（自然放射線を除き1 mSv）の時間換算値（0.19 μ Sv/h）を下回っています。



令和元年度市内公共施設等の空間放射線量測定結果

測定施設	測定頻度	測定回数	測定値 (μ Sv/h)
本庁舎 【駐車場 地上1m】	月1回	11回	0.04～0.05
豊田支所 【駐車場 地上1m】	月1回	11回	0.04～0.05
保育所・幼稚園・認定こども園（市内14箇所） 【園庭 地表面】	2か月に1回	6回	0.04～0.07
小・中学校（市内15箇所） 【グラウンド 地表面】	2か月に1回	5回	0.04～0.07

06 緑の多いやすらぎのあるまちにしよう



取り組みの項目

- (1)緑化の推進
- (2)景観の保全・創出

令和元年度の取り組み内容

環境面での指標	現状値 (H28年度)	実績 (R1年度)	中間目標 (R4年度)
森林面積	4,620.59ha	4,620.59ha	4,620.59ha
花苗の支給	年121団体 年62,336株	年118団体 年49,229株	年120団体 年60,000株
景観・美化の推進のためのイベントの実施	年3回	年3回	年3回

■具体的な取組

○ 緑化活動の実施

花のまちづくり推進事業

花のまちづくりボランティアの会では、市民による花のまちづくりを推進するため、市と共同で「なかの花づくりコンテスト2019」を開催し、58点の応募がありました。

緑化苗木頒布会

市民の緑化活動を推進するとともに、緑豊かな住みよい郷土づくり、森林愛護思想の普及啓発を図るため、「緑の募金交付金」を活用し、緑化苗木の頒布会を開催し、苗木620本を無償配布しました。



■課題と今後取り組むべき方向性

- 家庭での緑化を推進するため、引き続き緑化苗木頒布会、花苗の配布を実施していくとともに、新たな緑化の推進方法について検討していきます。

07 水環境を良くしよう

取り組みの項目

- (1)水環境の保全
- (2)適正な排水処理の推進

令和元年度の取り組み内容

環境面での指標		現状値 (H28年度)	実績 (R1年度)	中間目標 (R4年度)
浄化槽設置整備事業補助件数		1基	1基	4基
底抜き工法で施工した道路側溝の延長距離		130m	0m	20m
路面排水のための側溝に設置した浸透枡の箇所数		4箇所	0箇所	2箇所
雨水貯留施設設置補助件数		3件	5件	6件
下水道普及率	公共・特環	67.8%	68.8%	67.8%
	農集	27.8%	26.4%	26.2%
	浄化槽	1.3%	1.3%	2.5%
下水道水洗化率	公共・特環	88.1%	89.8%	91.2%
	農集	83.2%	84.4%	89.5%

■具体的な取組

- 前年度末現在水洗化率が市全体平均以下の地区において、水洗化啓発チラシを全戸配布しました。
- 浄化槽設置事業
浄化槽設置事業補助金により、合併処理浄化槽の設置促進を行うとともに浄化槽の適正な維持管理について、管理状況が不適切な管理者に対し直接指導を行いました。

■課題と今後取り組むべき方向性

- 引き続き、水洗化率が市全体平均以下の地区に対し、水洗化啓発を行います。
- 雨水貯留施設設置補助申請件数が目標よりも少ないため、広報なかのへの掲載やチラシの配布などを行い、制度の周知を図ります。
- 引き続き、水源施設及び周辺的环境保全に努めます。

令和元年度 中野市一般河川等水質検査結果一覧表(年間平均)

(1) 河川

① 水質汚濁に係る環境基準の水域類型が指定されている河川

水域名	調査地点	類型	pH 水素イオン濃度	DO 溶存酸素 [mg/ℓ]	SS 浮遊物質量 [mg/ℓ]	BOD 生物化学的酸素要求量 [mg/ℓ]	大腸菌群数 [MPN/100ml]
千曲川	古牧橋(壁田)	A	7.55	9.78	4.5	1.40	19,325
夜間瀬川	折橋(柳沢)	A	7.40	10.50	10.5	0.78	2,940
角間川	角間橋(山ノ内町平穩)	A	7.32	10.35	3.8	1.05	338
生活環境保全に関する環境基準		A	6.5~8.5	7.5以上	25以下	2以下	1000以下

▲は、生活環境保全に関する環境基準値超過項目を示す

② 水質の環境基準の水域類型が指定されていない河川

水域名	調査地点	類型	pH 水素イオン濃度	DO 溶存酸素 [mg/ℓ]	SS 浮遊物質量 [mg/ℓ]	BOD 生物化学的酸素要求量 [mg/ℓ]	大腸菌群数 [MPN/100ml]	カドミウム [mg/ℓ]	シアン [mg/ℓ]	鉛 [mg/ℓ]	六価クロム [mg/ℓ]	ひ素 [mg/ℓ]	水銀 [mg/ℓ]
伊沢川	箱山橋(山ノ内町戸狩)	-	7.28	10.13	4.50	0.73	7,833	-	-	-	-	-	-
内川	内川橋(壁田)	-	7.43	10.30	4.75	0.88	13,883	-	-	-	-	-	-
十二川	小田中大橋(小田中)	-	7.15	9.70	13.50	1.90	31,650	-	-	-	-	-	-
真引川	小沼大橋(三ツ和)	-	7.13	7.40	11.50	4.50	468,825	-	-	-	-	-	-
片塩川	長丘第4揚水機場前(片塩)	-	7.20	9.40	8.75	2.35	163,225	-	-	-	-	-	-
江部川	大正橋(江部)	-	7.50	9.88	12.00	1.40	18,300	-	-	-	-	-	-
草間川	向田橋(草間)	-	7.33	9.45	9.50	1.58	39,825	-	-	-	-	-	-
篠井川	上信越道高架橋下(立ヶ花)	-	7.15	8.30	11.50	1.58	15,050	-	-	-	-	-	-
斑川	毛の川橋(穴田)	-	7.80	10.35	8.25	0.95	10,865	-	-	-	-	-	-
斑尾川	斑尾橋(豊津)	-	8.05	10.63	7.50	1.02	17,955	-	-	-	-	-	-
本沢川	本沢橋(上今井)	-	8.00	10.12	8.25	1.08	46,908	-	-	-	-	-	-
権現ノ木川	砂山交差点西(江部)	-	7.55	10.15	7.50	1.58	12,050	-	-	-	-	-	-
深沢川	深沢区コミュニティーセンター前(深沢)	-	7.40	10.60	4.75	0.85	9,717	-	-	-	-	-	-
滝ノ沢川	千曲川合流手前(柳沢)	-	7.35	10.05	4.00	1.15	14,183	-	-	-	-	-	-
清水川	千曲川合流手前(栗林)	-	7.05	7.35	8.50	4.23	36,225	-	-	-	-	-	-
長沢川	長沢橋(永江)	-	7.73	9.88	9.25	0.75	14,827	-	-	-	-	-	-
美沢川	美沢バス停留所前(永江)	-	7.83	9.93	6.50	0.70	5,313	-	-	-	-	-	-
深沢堰	分水地点(山ノ内町夜間瀬)	-	7.45	10.48	1.75	0.68	742	-	-	-	-	-	-
更科堰	高遠バス停留所前(更科)	-	7.20	10.13	12.75	0.80	9,030	-	-	-	-	-	-
西条堰	篠井川合流手前(新保)	-	7.43	10.25	9.50	1.08	22,825	-	-	-	-	-	-
廓清水川	千曲川合流手前(厚貝)	-	7.45	8.28	11.00	1.20	31,875	-	-	-	-	-	-
笹川	夜間瀬川合流手前(山ノ内町夜間瀬)	-	7.28	10.08	9.50	1.10	19,550	-	-	-	-	-	-
谷沢川	南永江橋(永江)	-	7.85	10.42	3.50	0.85	15,107	< 0.0003	不検出(<0.1)	< 0.001	< 0.005	0.002	< 0.0005

(2) 湖沼

① 水質に係る環境基準の水域類型が指定されていない湖沼

水域名	調査地点	類型	pH 水素イオン濃度	DO 溶存酸素 [mg/ℓ]	SS 浮遊物質量 [mg/ℓ]	BOD 生物化学的酸素要求量 [mg/ℓ]	大腸菌群数 [MPN/100ml]	COD-Mn 化学的酸素要求量 [mg/ℓ]	T-P 全リン [mg/ℓ]	T-N 全窒素 [mg/ℓ]
斑尾大池	流出部(永江)	-	7.65	9.25	1.5	0.75	891	1.95	0.054	0.54
赤坂溜池	流出部(穴田)	-	7.78	9.88	3.3	2.23	1,725	6.10	0.131	1.26
浜津ヶ池	流出部(片塩)	-	7.70	10.28	15.5	4.52	6,301	10.20	0.414	1.23

令和元年度中野市地下水水質検査結果

●検査実施日

●西条・新保地区

- ・検査項目 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、砒素及びその化合物
- ・検査結果 3箇所で砒素及びその化合物が地下水の環境基準を超過しました。

(単位:mg/l)

項目	西条1	西条2	新保	西条3	地下水の環境基準
トリクロロエチレン	0.0005未満	0.005未満	0.0005未満	-	0.01以下
テトラクロロエチレン	0.0007	0.0017	0.0011	-	0.01以下
砒素及びその化合物	0.001未満	<u>0.055</u>	<u>0.082</u>	<u>0.044</u>	0.01以下

●壁田・新井・吉田地区

- ・検査項目 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
- ・検査結果 地下水の水質基準内でした。

(単位:mg/l)

項目	壁田	新井	吉田	地下水の環境基準
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4.7	3.9	3.7	10以下

令和元年度中野市自動車騒音常時監視調査結果

●検査実施時期 令和元年11月26日・27日の24時間調査

●調査結果 いずれの地点も騒音に係る環境基準内でした。

路線名	区間延長	車線数	環境基準値 (dB)		等価騒音レベル (dB)	
			昼間	夜間	昼間	夜間
壁田交差点 ~ 古牧橋付近	2.7km	2	70以下	65以下	69	64
江部交差点 ~ 信州中野IC入口	3.2km	2			69	60

目標Ⅳ 豊かな自然を守り育てるまちにします

取り組みの方針

08 農地・森林を保全し自然豊かな環境を確保しよう



取り組みの項目

- (1)農地の保全・管理
- (2)森林の保全・管理
- (3)有害鳥獣対策の推進

令和元年度の取り組み内容

環境面での指標	現状値 (H28年度)	実績 (R1年度)	中間目標 (R4年度)
保育所給食における地域食材の日	年8回	年8回	年8回
学校給食における地元農作物使用割合	63.1%	63.1%	65.0%
中山間地域において集落協定を締結した集落数	13集落	15集落	13集落
遊休荒廃農地面積	569ha	514ha	563ha
人・農地プラン参加者（中心経営体）数	215人・団体	871人・団体	275人・団体
森林経営計画を認定した件数	7件	10件	10件
環境保全型農業直接支払交付金事業への取組組織数	2組織	0組織	2組織
ふるさと納税寄付金の農産物の返礼品件数	年22,000件	年23,955件	年22,000件

■具体的な取組

- 中山間地域における農用地の維持・管理を支援するため、集落協定地区に対し、中山間地等直接支払交付金を交付しました。（15集落協定：12,677,811円）
- 遊休荒廃地解消のため、利用権設定で農地再生を行う者に対し補助金を交付しました。（37人：8,971,856円）
- 人と農地の問題を解決するため、地区ごとに「人・農地プラン農政懇談会」を開催し、遊休荒廃農地解消等について、話し合いをしました。（10地区：参加人数155人）
- 地元で生産された農作物を積極的に使用するとともに、地産地消の推進に努めました。
- ふるさと納税の返礼品として、地元で生産された農産物を積極的に取り扱い、ポータルサイト等でもPRしました。

09 多種多様な動植物が生息・生育できる環境を保全しよう

取り組みの項目

- (1)自然環境の調査・保全
- (2)外来生物対策の推進
- (3)自然環境を活かした観光、教育等の推進



ライブカメラで観察

令和元年度の取り組み内容

環境面での指標	現状値 (H28年度)	実績 (R1年度)	中間目標 (R4年度)
アレチウリ駆除の実施	年5回	年3回	年5回
十三崖チョウゲンボウ応援団かん木伐採作業の実施	年2回	年1回	年2回

■具体的な取組

- アレチウリ駆除等の河川愛護活動を行った22団体に報奨金を交付しました。(486,000円)
また、上記河川愛護団体が環境整備活動を行いました。(延べ3,371人参加)
- 十三崖のチョウゲンボウ繁殖地において、かん木伐採作業を行い、繁殖地の環境整備を行いました。(1回)
- 保全整備工事の効果を検証するためモニタリング調査を実施しました。
- 自然観察会で「千曲川ラフティング」を実施しました。(全10回 262人参加)



自然観察会「千曲川ラフティング」の様子

■課題と今後取り組むべき方向性

- アレチウリ駆除等の河川愛護活動を行う団体への継続的な支援を通じ河川の環境保全を図ります。
- モニタリング調査及び生態環境調査の結果を解析し、十三崖のチョウゲンボウ繁殖地の保全及び営巣つがい数増加へとフィードバックします。

目標V 地球環境にやさしいまちにします

取り組みの方針

10 地球にやさしいライフスタイルへ転換しよう

取り組みの項目

- (1)省エネルギー・省資源の推進
- (2)低炭素型の交通環境の推進

令和元年度の取り組み内容

環境面での指標	現状値 (H28年度)	実績 (R1年度)	中間目標 (R4年度)
市の事務事業で排出される二酸化炭素の総排出量	9,832 t-CO ₂	8,393 t-CO ₂	※9,233 t-CO ₂

※「中野市地球温暖化防止実行計画」（2016年度～2020年度）の目標値から設定しました。

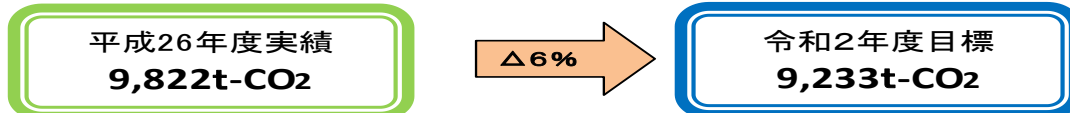
■具体的な取組

○ 中野市温暖化防止計画の概要

本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市の事務・事業に伴い排出される温室効果ガスの削減に関する取り組みを定めるものです。

二酸化炭素排出量の削減目標

令和2年度においての市の事務・事業に伴い排出される二酸化炭素の総排出量を平成26年度比で**6%削減**する。



○ 令和元年度二酸化炭素排出量

(単位：t-CO₂、%)

排出要因	平成26年度	令和元年度	差引	増減率
電気	6,888	6,073	△ 815	△ 11.8
A重油	389	185	△ 204	△ 52.4
灯油	2,052	1,562	△ 490	△ 23.9
都市ガス	58	189	131	225.9
LPG	177	191	14	7.9
ガソリン	137	125	△ 12	△ 8.8
軽油	121	68	△ 53	△ 43.8
合計	9,822	8,393	△ 1,429	△ 14.5

○ 公共交通の利用促進

中野市公共交通マップ・時刻表の配布、停留所の見直し及び小学生を対象とした乗り方教室等を実施しました。

11 環境にやさしいエネルギー利用を進めよう



市役所の太陽光発電設備

取り組みの項目

(1)再生可能エネルギー導入の推進

令和元年度の取り組み内容

環境面での指標	現状値 (H28年度)	実績 (R1年度)	中間目標 (R4年度)
再生可能エネルギーを導入した公共施設（累計）	7箇所	10箇所	8箇所

■具体的な取組

○ 市役所新庁舎の建設に伴う新エネルギーの導入

屋上への太陽光発電設備の設置、断熱性能を高めた空調効率のよい建物、建物内の熱を自然に排出する自然換気システムの導入など緑豊かな中野市の気候風土に調和した新庁舎を建設しました。

○ 地域バイオマス産業化の推進

農業生産の拡大に伴い増加している使用済きのこ培地、果樹剪定枝の有効活用、また、近年多発する大雨など自然災害への対応も鑑み、循環型社会の形成、災害に強いまちづくり、きのこや果樹園芸を中心とした、農業振興を含む総合的な産業振興等の実現を目指すことを目的として、再生可能エネルギーの創出と環境保全等整備の具体的な事業展開を示すものとして「中野市バイオマス産業都市構想」を策定し、令和元年10月に国からバイオマス産業都市として選定されました。



庁舎1階ロビーで発電状況を確認できます。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保にきよすることを目的とする。

(基本理念)

第2条 環境の保全は、市民が健全で豊かな環境の恵沢を享受するとともに、この環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、すべての者の公平な役割分担のもと、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 環境の保全は、地域の環境が地球環境に深くかかわっていることを認識して、すべての事業活動及び日常生活において地球環境の保全に資するよう行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、自らその社会活動に際して環境の保全に資する取組みを率先して実行するとともに、市民及び事業者の環境の保全に資する取組みの支援に努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出の抑制等により環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するための必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、事業活動において、環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(施策の基本方針)

第6条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を推進しなければならない。

(1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保つことにより、人の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。

(2) 地域の環境特性に応じた適正な土地利用を基本に置き、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び貴重な野生生物の保護を図るとともに、緑化を推進することにより自然と人との共生を確保すること。

(3) 自然環境と一体となった美しい自然景観の保全、地域の歴史的、文化的な特性を生かした田園及び都市景観の形成、水や緑に親しむことができる公共空間の形成等を図ることにより、潤いと安らぎのある良好な都市環境を創造すること。

(4) 資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量化等の推進を図り、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会を構築すること。

(5) 山林の計画的な育成管理及び森林資源の有効利用を推進すること。

(6) 良好な環境の形成は、すべての者の公平な役割分担に基づく参加及び行動に負っていることから、一人ひとりが環境の保全に主体的に取り組むことができるよう、環境に関する普及、啓発等を推進すること。

(環境基本計画の策定等)

第7条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画(以下この条において「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、市民及び事業者の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ中野市環境審議会条例(平成17年中野市条例第113号)に基づき設置した中野市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第8条 市は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制の措置)

第9条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済的措置)

第10条 市は、市民及び事業者が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導するため、必要な経済的な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境影響評価)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする者が、あらかじめ当該事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、当該事業に係る環境の保全について適正に配慮するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の有効利用の促進等)

第12条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量及び適正処理並びに資源及びエネルギーの有効利用を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第13条 市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に資する活動を行う意欲が増進されるようにするため、国、県、他の市町村その他関係団体（第17条において「関係団体」という。）と協力して、環境教育及び環境学習の振興その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の環境活動の促進)

第14条 市は、市民、事業者又はこれらの者の構成する団体が地域において自発的に行う環境の保全に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供及び市民参加の推進)

第15条 市は、環境に関する情報を適切に提供するとともに、環境の保全に関する施策の策定等への市民の参加を推進するものとする。

(調査の実施及び監視体制の整備)

第16条 市は、環境の状況を把握するため、必要な調査の実施及び監視体制の整備に努めるものとする。

(地球環境の保全に関する施策)

第17条 市は、地球温暖化の防止等地球環境の保全に当たっては、関係団体と協力して、その推進に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者の地球環境の保全に資する活動の普及及び啓発に努めるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

用語	解説	掲載ページ
【あ行】		
アレチウリ	北米原産のウリ科のツル植物で特定外来生物に指定されています。繁殖力が凄まじく、地面やほかの植物を覆ってしまうため、在来植物が育成できない状況となってしまいます。	27
一般廃棄物	家庭から出るごみなど、産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類されます。	14
雨水貯留施設	雨水を一時的に貯留するタンク。雨どいにタンクを設置し、溜まった雨水を庭木などの散水用として使用することで、大雨時の浸水被害の軽減になり、水道水の使用量の節約にもつながります。	23
SS／浮遊物質	水中に浮遊する不溶解性物質の総称です。水の濁りの原因となるもので浮遊物が有機物である場合には、腐敗し水質の悪化を招きます。	24
NPO法人	非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体のことです。	12
温室効果ガス	地球温暖化の原因となるもので、二酸化炭素 (CO2)のほか、メタン(CH4)、一酸化二窒素 (N2O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF6)の6種類が規定されています。	28
【か行】		
外来生物	もともとその地域にいなかったのに、人間活動によって他地域（外国からだけではなく、国内の他の地域も含みます）から意図的・非意図的にかかわらず入ってきた生物のことを指します。外来生物法では海外から入ってきた生物に焦点を絞り、人間の移動や物流が盛んになり始めた明治時代以降に導入されたものを中心に対応しています。	27
カドミウム	カドミウムは亜鉛精錬、メッキ工場や電気機器工場などの排水に含まれ、水稻が汚染されることにより、富山県神通川流域のイタイイタイ病の原因となった物質。慢性中毒になると腎臓障害や骨軟化症を起こします。	24
環境基準	大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のことです。	20、24
環境保全型直接支払交付金	化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対する交付金です。2015年度（平成27年度）から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいて、日本型直接支払（多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金）の一つとして実施されています。	25
クロム	ステンレスやメッキの原料として広く用いられている重金属の一種。クロム化合物には、化学的に安定な3価のものと、酸化力が強く毒性が強い6価のものがあり、発癌性物質の一つです。	24
公害	環境基本法第2条第3項の規定により定義されています。事業活動やその他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる水質汚濁・大気汚染・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭（以上を典型7公害という。）によって人の健康または生活環境に係る被害を生ずることをいいます。	18、20 21、30 31
国際規格	国際標準化機構によって定められているISO9000シリーズおよびISO14000シリーズのことをいいます。	13

用語	解説	掲載ページ
----	----	-------

【さ行】

シアン	シアンは、種々の化合物の形でメッシュ液に広く使用されています。血液毒として強い急性毒性を持ち、取扱いに最も注意を要するものの一つです。	24
COD／化学的酸素要求量	水質汚濁の指標であり、主として水中の有機物が化学的に酸化される際に消費する酸素量をいい、数値が大きくなる程汚濁が著しくなります。	24
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸塩に含まれる窒素量及び亜硝酸塩に含まれる窒素量のこと、水や土壌中の有機物の分解により生成したアンモニウム塩が酸化されてできます。乳児（6か月未満）が高濃度の水を摂取するとメトヘモグロビン血症をおこし、呼吸作用を阻害します。	25
食品ロス	まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。	14
新エネルギー	従来の石油や石炭、原子力、天然ガスなどの限りのあるエネルギーに対し、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、バイオマスなど再生可能な自然エネルギーや、今後、研究開発・導入が図られる燃料電池などを新エネルギーといいます。これらは石油に代わるエネルギーとして注目されており、今後、普及が望まれています。	28
水銀	体温計、水銀灯、歯科用アマルガム等、幅広く用いられている重金属の一種。この化合物のうち、無機の水銀化合物と比較して有機水銀化合物は毒性が強い。特にアルキル水銀化合物は腸管からの吸収率が高く、脳に移行・蓄積し、水俣病として知られるような言語障害、視力減退や催奇性を引き起こすことから、環境中の濃度は特に厳しい基準が定められています。	24
生態系	植物、動物、微生物及びそれらを取りまく非生物的要素（土壌、水、空気等）から成り立っており、それらの要素が物質環境やエネルギーの流れといった複雑な過程を通じて相互に作用し、複合したもので、野生生物および人類の生存を支える基盤となっています。	27
底抜き工法	道路側溝に、底抜き穴のある側溝を敷設することで、道路側溝に流れ込む雨水の一部が地下に浸透することで雨水の処理量も確保され、地下水の減少も防ぐことができる利点があります。	23

【た行】

大腸菌群数	人間又は動物の排泄物による水の汚染の目安として用いられています。大腸菌には、腸内に生存しているもののほか、草原や畑などの土中に生存しているものも含まれますが、一括して大腸菌群として測定されています。	24
地球温暖化	太陽からの日射エネルギーによって地表が暖められ、暖められた地表からは熱エネルギー（赤外線）が放出されるが、人間の活動によって、大気中における赤外線を貯える温室効果ガスの濃度が上がることにより、地表の温度が上昇することをいいます。	5、26 28、29 31
窒素／N	形態により、有機性窒素、アンモニア性窒素（NH ₃ -N）・亜硝酸性窒素（NO ₂ -N）・硝酸性窒素（NO ₃ -N）に大別されます。また、有機性窒素とNH ₃ -Nをケルダール窒素（K-N）、すべての項目を含めたものを全窒素（T-N）と称します。水中の微生物の作用により、有機性窒素はNH ₃ -NやNO ₂ -Nを経てNO ₃ -Nに変化し、一部分はNH ₃ -NやNO ₃ -Nの形で植物に吸収されます。一般に生活系からの排水にはK-Nの割合が高く、リンとともに富栄養化の起因物質です。	24
DO／溶存酸素	水中に溶け込んでいる酸素の量のことです。水の自浄作用に必要な水中生物の生存には欠くことのできないもので、きれいな河川水中には普通1リットル中に7～14mg程度ありますが、有機物の流入量が多くなり、汚濁が進行すると減少します。	24
デシベル（dB）	音の大きさ（音圧レベル）又は振動の大きさ（振動加速度レベル）を表す単位のことです。	25
テトラクロロエチレン	有機塩素化合物で、無色透明の液体です。主な用途としては、ドライクリーニング、溶剤等があります。人体への影響としては、肝障害、腎障害、中枢神経障害があり、発がん性物質といわれています。	25
トリクロロエチレン	有機塩素化合物で、無色透明の液体です。主な用途としては、金属機械部品等の脱油洗浄、溶剤等があります。人体への影響としては、肝障害、腎障害、中枢神経障害があり、発がん性物質といわれています。	25

用語	解説	掲載ページ
----	----	-------

【な行】

鉛	化学的に耐久性が大きく、細工が容易であるので、水道管等に広く用いられています。また、一酸化鉛、四酸化三鉛等の化合物は、顔料、サビ止めペイント、鉛ガラスの製造、レンズの研磨材、蓄電池の電極等に利用されています。鉛中毒の多くは慢性中毒で、少量の鉛を長期間持続的に摂取することによって起こります。	24
---	---	----

【は行】

バイオマス	生物 (bio) の量 (mass) の意味で、再生可能な生物由来の有機性エネルギーや資源 (化石燃料は除く) のことを指します。基本的には草食動物の排泄物を含め1年から数十年で再生産できる植物体を起源とします。	29
BOD/生物化学的酸素要求量	有機物による河川水などの汚濁の指標で、水中に含まれている有機物が一定時間、一定温度のもとで微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、水質が悪いことを示しています。	24
pH/水素イオン濃度	溶液中の水素イオン濃度を示す尺度で、pH値が7のときは中性、これより数値が高い場合はアルカリ性、低い場合は酸性を示します。	24
放射線量	放射線の量の大きさのことをいい、放射線を受けたときの体への影響の度合いを表す表示単位がシーベルト (Sv) です。シーベルトの1,000分の1がミリシーベルト (mSv)、100万分の1がマイクロシーベルト (μ Sv) です。	21

【や行】

遊休荒廃農地	農家の高齢化や後継者不足などの理由から耕作されなくなった農地のこと。遊休荒廃農地は、耕作放棄される期間が長期化すれば雑草や雑木が生い茂り、病害虫・鳥獣被害の発生など周辺の農地などにも影響を及ぼすことになります。	25
--------	---	----

【ら行】

ラフティング	ゴムボートを使って行う川下りのことです。中野市と豊田村の合併を機に、両市村を結ぶ千曲川でラフティングを始めました。	6
リン/P	リンは自然界においてはリン酸態のような化合物として存在し、通常全リン (TP) が水質汚濁の指標として利用されます。窒素とともに水生生物の環境においては重要な栄養源の役割を果たします。水中でリンが過剰になるとアオコの大量発生等の現象が起こります。	24

緑豊かなふるさとを共につくるまち
なかの



中野市環境保全シンボルキャラクター

なかのん

ふるさと環境白書・資料編

- 令和2年度中野市環境白書（年次報告書） -

令和2年10月発行

発行
編集

中野市
中野市くらしと文化部環境課
長野県中野市三好町一丁目3番19号
電話 0269-22-2111（代）
FAX 0269-22-5923

中野市公式ホームページ <http://www.city.nakano.nagano.jp/>
環境課E-mail kankyo@city.nakano.nagano.jp